

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第57条第1項	駐車場利用の決定の取消し	建築住宅課

盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第57条第1項各号のいずれかに該当する場合は、駐車場利用の決定を取り消すことができる。

- （１） 不正の行為により利用の決定を受けたとき。
- （２） 利用料を３月以上滞納したとき。
- （３） 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- （４） 正当な理由によらないで15日以上駐車場を利用しないとき。
- （５） 盛岡市市営住宅条例第52条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- （６） 盛岡市市営住宅条例第24条及び第25条の規定並びに第58条において準用する第26条から第29条までの規定に違反したとき。
- （７） 市営住宅又は共同施設の借上げの期間が満了するとき。
- （８） 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。